

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岐阜県八百津町長

## 公表日

令和7年11月10日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金に関する事務
②事務の概要	(1)令和5年度八百津町物価高騰緊急支援給付金事務実施要綱に基づき、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円を給付する。【令和6年3月31日終了】 (2)令和5年度八百津町物価高騰追加支援給付金事務実施要綱に基づき、物価高騰に対する追加支援策に対応するため、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計の影響が大きい低所得世帯への支援を実施する。住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円を給付する。【令和6年3月31日終了】 (3)令和7年度八百津町物価高騰支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)事業支給事務要綱に基づき、物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得世帯の生活を継続して支援を実施する。住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円を給付する。 対象者の抽出にあたり、税情報等を把握していない者については、個人番号を利用し情報連携にて情報照会を行う。
③システムの名称	・中間サーバー ・価格高騰給付金システム ・物価高騰給付金システム ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰緊急支援給付金ファイル、物価高騰追加支援給付金ファイル、物価高騰支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・番号法の別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 【情報提供の根拠】 提供なし
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠					
9. 監査					
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>従業者に対する教育・啓発</li> </ol>				
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	当町のシステムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制御を実施している。また、統合宛名システムにおいても、職員の閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に限定しており、担当していない業務に関する特定個人情報を閲覧することはできない。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクに対策は十分である。				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・中間サーバー ・価格高騰給付金システム ・物価高騰給付金システム	・中間サーバー ・価格高騰給付金システム ・物価高騰給付金システム ・団体内統合宛名システム	事後	
令和6年11月15日	I 3個人番号の利用	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・番号法第9条第1項 別表135の項 ・番号法の別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	
令和6年11月15日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月15日 時点	事後	
令和6年11月15日	IV 4特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和6年11月15日	IV 5特定個人情報の提供・移 転	十分である	提供・転移しない	事後	
令和6年11月15日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和6年11月15日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	なし	項目追加	事後	
令和7年10月31日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	(1)令和5年度八百津町物価高騰緊急支援給付金事務実施要綱に基づき、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円を給付する。【令和6年3月31日終了】  (2)令和5年度八百津町物価高騰追加支援給付金事務実施要綱に基づき、物価高騰に対する追加支援策に対応するため、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計の影響が大きい低所得世帯への支援を実施する。住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円を給付する。【令和6年3月31日終了】  対象者の抽出にあたり、税情報等を把握していない者については、個人番号を利用して情報連携にて情報照会を行う。	(1)令和5年度八百津町物価高騰緊急支援給付金事務実施要綱に基づき、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円を給付する。【令和6年3月31日終了】 (2)令和5年度八百津町物価高騰追加支援給付金事務実施要綱に基づき、物価高騰に対する追加支援策に対応するため、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計の影響が大きい低所得世帯への支援を実施する。住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円を給付する。【令和6年3月31日終了】 (3)令和7年度八百津町物価高騰支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)事業支給事務要綱に基づき、物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得世帯の生活を継続して支援を実施する。住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円を給付する。 対象者の抽出にあたり、税情報等を把握していない者については、個人番号を利用して情報連携にて情報照会を行う。	事後	
令和7年10月31日	I 3個人番号の利用	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・番号法の別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	
令和7年10月31日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	
令和7年10月31日	I 2. 特定個人情報ファイル 名	物価高騰緊急支援給付金ファイル、物価高騰追加支援給付金ファイル	物価高騰緊急支援給付金ファイル、物価高騰追加支援給付金ファイル、物価高騰支援給付金ファイル	事後	
令和7年10月31日	II しきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	